

令和5年度第1回大阪市児童福祉審議会 社会的養育専門部会

日時 令和6年1月22日(水) 午前10時～午前11時50分

場所 大阪市中央こども相談センター5階会議室

出席者 委員 : 別紙のとおり

事務局 : こども青少年局子育て支援部 青柳子育て支援部長、
こども家庭課(久山こども家庭課長、大塚こども家庭課長代理、
中山こども家庭課担当係長、田中こども家庭課係員)

市側出席者 : 中央こども相談センター 音田所長、小林相談支援担当課長、中央こども相談センター一時保護所担当課長兼南部こども相談センター一時保護所担当課長、北部こども相談センター一時保護所担当課長 貞木課長

傍聴者 0名

○司会(大塚課長代理)

ただいまから、令和5年度第1回大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理の大塚でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元の資料2の名簿をご参照ください。名簿順に皆様をお呼びいたしますので、着席したまま一言お願いいたします。

まず、関西学院大学 名誉教授 前橋 信和委員でございます。

続きまして、大阪公立大学 現代システム科学域教育福祉学類 教授 伊藤 嘉余子委員でございます。

続きまして、関西大学 人間健康学部人間健康学科 准教授 福田 公教委員でございます。

続きまして、大阪弁護士会 子どもの権利委員会 弁護士 西村 英一郎委員でございます。

続きまして、中西委員に代わりまして、今回から新たに部会にご参加いただきます、一般社団法人 大阪市児童福祉施設連盟 会長 岡本 佳久委員でございます。

続きまして、竹内委員に代わりまして、今回から新たに部会にご参加いただきます、一般社団法人 大阪市児童福祉施設連盟 母子生活支援施設部会会長 黒井 智美委員でございます。

続きまして、大阪市里親会 会長 梅原 啓次委員でございます。

委員全員のご出席をいただいておりますので、本部会が成立すること、及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申し上げます。

【市側出席者紹介】

(こども相談センター)

音田中央こども相談センター所長、小林中央こども相談センター相談支援担当課長、貞木中央こども相談センター一時保護所担当課長兼南部こども相談センター一時保護所担当課長、北部こども相談センター一時保護所担当課長

(市事務局)

青柳子育て支援部長、久山こども家庭課長、大塚こども家庭課課長代理、中山こども家庭課担当係長、田中こども家庭課係員

それでは、会議に先立ちまして、こども青少年局子育て支援部長の青柳よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（青柳部長）

会議の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、「大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会」にご出席を賜り、お礼申し上げます。

昨年、新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類から5類に引き下げられました。コロナ禍の頃には、様々な会議がリモートで実施されておりましたが、今回は全ての委員の方に直接ご出席いただいておりますので、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

また、これまでの3年間、社会経済活動をいろいろ制約されてきた中で、特に、社会的養護が必要な子どもたちの生活や育ちを守るため、皆様方におかれましてはさまざまなご苦勞を重ねてこられたことと思います。この場をお借りしまして敬意を表します。

今回、令和2年に策定しました「大阪市社会的養育推進計画」も、今年度で4年目ということになります。昨年度の夏に国から、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の内容を踏まえ、各種資源についての整備目標等を盛り込んだ新たな計画策定をという方向性が打ち出されたことから、次年度1年間をかけまして本市計画の見直しを行うことを予定しております。本日はその次期計画の策定の進め方について、説明させていただき、あわせて現行計画の進捗状況について報告させていただくこととなっておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

今後も国の動向をふまえながら、本市ならではの状況と、どのような支援がこどもの最善の利益の実現につながるのかを念頭に置きつつ、社会的養護施策の充実に向けて一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、本日は忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

○司会（大塚課長代理）

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

次第

- 資料1 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程
 - 資料2 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会委員名簿
 - 資料3 次期社会的養育推進計画策定について（案）
 - 資料4 次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理等（こども家庭庁令和5年9月15日説明会資料）
 - 資料5 令和6年度 社会的養育専門部会開催（案）
 - 資料6 社会的養育専門部会委員の選任について
 - 資料7 令和4年度「大阪市社会的養育推進計画（令和2年度～令和11年度）」の進捗状況について
 - 別紙1 「こども家庭支援体制の構築等に向けた取組にかかる社会的養育推進計画と関わりが深い支援メニューについて」
 - 別紙2 令和4年度里親等委託解除・措置変更について
 - 別紙3 施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組
 - 別紙3-2 施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組（進捗状況）
 - 別紙4 施設の入所期間別のこども数
 - 別紙5 こどもの権利擁護環境整備事業
- 以上、抜けている資料はございませんでしょうか。

それでは、当部会の公開についてご説明します。

本部会は、運営規程5 会議の公開に基づき、公開といたします。また、審議会等の設置及び運営に関する指針におきまして、「会議の公開の決定をした審議会等は、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記載された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。」とされておりますので、「会議録」として委員各位からの発言内容等につきまして、ホームページ上に掲載させていただきたいと考えております。

委員の皆様方にはご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

また、本日傍聴者はありません。

次に、本日の流れを簡単にご説明いたします。

議事の1番目に「次期計画の策定」、議事の2番目に「大阪市社会的養育推進計画（令和2年度～令和11年度）の進捗状況」について事務局からご説明させていただき、議事ごとにそれぞれ委員の皆様方から質疑をお願いいたします。

本来であれば、まずは「大阪市社会的養育推進計画（令和2年度～令和11年度）の進捗状況」について事務局からご説明させていただき、次に「次期計画の策定」についてご説明するものと存じますが、例年進捗状況の報告と議論に時間を要することを考慮しまして、まず初めにこれから来年度をかけて検討いただく次期計画の説明からさせていただきたいと考えております。

終了は11：30頃を予定しております。

それでは、前橋部会長からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたし

ます。

○部会長（前橋委員）

もう10年計画の前半が終わろうとしているということで、国の方からも、後期計画ということで、計画を改めて見直し、令和6年度中に整備をするということを言われております。国のこのような動向を受けまして、大阪市においても、令和6年度中に後期の計画を策定していくということを、この部会で議論して進めていくと同時に、今までの計画の進捗状況について把握をしながら、そのことについてどう評価していくのかということについても、この部会で議論していくということですので、各委員の先生方、どうぞよろしくお願ひいたします。

【議事1】

○事務局（久山課長）

それでは、「次期計画の策定」について、説明をしたいと思います。

～資料3～6に沿って説明～

議事1の「次期計画の策定」についての説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員

社会的養護経験者を委員に加える時のその選任の仕方ですが、もう少し具体的にどう選ぶのかということと、その選ばれた社会的養護経験者の代表性についてどのようにお考えなのかということをお聞かせください。

例えば、梅原委員は里親会の会長としてここに来られているので、梅原委員の里親としての個人的な経験や思いだけではなくて、他の里親さんのご意見を聞いて、それをここで反映して、ここで話し合われたことを里親会にて他の里親にフィードバックしながら、こういう話し合いになっているよ、里親会としてこういうことをもっと入れてほしいという話し合いをされていると思います。そういった代表性を持っておられる。岡本委員や黒井委員も同じであると思います。個人的な、自分のいる施設の事情ではなく、児童養護施設や母子生活支援施設など社会的養護の施設の代表性を持ってここにいる。

当事者の場合、個人的な経験を話すだけではなくて、その社会的養護経験者として、こういうことで困っている人が多いとか、こういう声があるということと言えるから、ここに入ってもらふ価値があると思うので、たまたま声をかけやすい人に来てもらう、その人は個人的な話だけして、それが他の社会的養護経験者に全然フィードバックされないっていうことでは、あまり意味がないと思うので、それぞれ岡本委員と梅原委員に依頼をしているということですが、もう少しそのあたりの代表性をどう担保していくのかということをお教えください。

○事務局（久山課長）

社会的養護経験者を委員として、実際に計画策定の場に入れるということは、初めての試

みですので、それぞれ会長にご相談して依頼をさせていただいたところでは、確かに、まとめて他の方の意見を吸い上げることができる組織が何かあるわけではないので、そのあたりをどういう風に進めていけばいいのか正直悩んでいるところです。代表性の担保について、前橋部会長からは、そういう活動を既にされているような方を選んだ方がいいのではないかというご意見はいただいているのですが、他方で、実際に大阪市管施設の出身の方がいいだろうとも思っておりまして、少し悩んでいる状況です。

○梅原委員

その件を相談を受けた際に、思い浮かんだ子どもが2名いるのですが、はたしてこの場で意見が言えるのかということと、伊藤委員が言うように、個人ではなくて皆さんの思いを反映できるのかということを見ると疑問に思います。

私も、せっかく部会に参加してもらおうということであれば、伊藤委員と同じ考えであり、もう1人候補がおり、その方はNPO法人の里親・ファミリーホームの出身者で、社会的養護出身者と今も関わっておられ、自立支援など色々NPO法人でやっておられる方を浮かべたんです。その方は大阪の人ではないので、「大阪出身の方でないダメですか。」と聞いたのですが、できるだけ大阪出身者が望ましいとの事でしたので、非常に難しいなと考えています。

○西村委員

伊藤先生がおっしゃるように、個人ではなく一般化されたような意見を言ってくれる人というのは理想ですが、子どもたちはそこまで育ってないのではないかと感じており、もうワンステップ、組織的には入れたら良いのではないかと感じています。子ども会議みたいなものを作って、例えば施設から1人ずつピックアップして、その会議に参加するみたいな感じで、「うちの施設ではこんなだよ、こんな嫌や」みたいな話を子ども会議でやってもらい、まとめた意見を代表として出してもらおうと、大阪の各施設の様子がわかりやすいかなと。子どもだけの議事進行はおそらくできないので、児童福祉の社会的養護のことが分かっている専門家を入れて、その専門家は自分の意見を言うのではなく、議事進行役に徹してもらって、子どもたちの意見をできるだけ吸い上げて、会議が成立する手伝いをしてもらう。里親と施設も違うので、できたら2つ子ども会議のシステムを作ってもらうと、施設と里親の意見を出し合ってもらうのがいい。施設はそれぞれの施設からの参加で、里親は例えば地域のブロックごとから選んだりすると、満遍なく意見が聞けるのかなと思います。

○福田委員

伊藤先生のご意見に同じような興味を持っております。資料3の今後の進め方の2点目について、里親・施設等に在籍している子どもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取を行うということなので、この意見聴取の仕方というのを西村委員がおっしゃったような、子どもが集まって話をする、代表して発言するというのは、発言する者からすると、いろんな人の意見を聞いてここで言うんだということになり、突然連れてこられて、どうですかと言われると個人の意見となるので厳しいのかなと思っています。ただ予定を見ると、ヒアリングの期間が結構短くて、積み上げていく形になっていないのかなと感じています。今

後、この積み上げ方を、先程のこども会議のような形で、自分たちの声が汲み取られるんだということをこどもたちが思えるようなプロセスにすることは必要だと思います。最初は難しいですけども、今後意識してもらえるといいのかなと思っています。

もう1つ、選任してからいつまでやるのかということも考えておいた方がいいのかなと思います。当事者として活動していったいい時期というのがあるのだらうと思うので、期間の設定も念頭に置きながらお願いするプロセスを考えた方がいいのかなと思います。

○岡本委員

社会的養護経験のある候補者がいないかという話は伺っているのですが、施設を退所してからは個人のお付き合いが多くて、施設としてお願いをするというのはシステム化されてないところが多く、なかなか適当な方を見つけるが難しい。高校生や中学生など退所するこどもが集まるというのは、過去にありましたが今はそういうものも無い。以前にオンラインで退所者向けのサロンが開催されていたと思いますが、大阪市での開催が今は無く、必要ならば今後実行していければとは思っています。少し別の話にはなりますが、来年卒業するお子さんに話を聞くというのは可能かとは思っています。児童養護施設だけでやろうと思えば可能かなとは思っています。

○西村委員

こどもの個人的な意見がという議論が少しあったと思いますが、個人的意見でも別にいいのではないかなと思っています。ただ、1人だけピックアップするのではなく、皆が集まっているいろんな人の意見が出たら、意見が一般化されるというふうに思っています。

もう1点は、こどもに対して「最初から意見を言うのだよ」というのはきっとしんどいので、雑談みたいな軽い感じでいいのではないかなと。良かった意見はなかなか出ずに、嫌だった意見ばかり集まっても、最初はそんな感じでもいいのではないかと。だから、ハードルちょっと低くして、こどもが集まって話をして、それを大人が考えて反映してくれるみたいな感じが最初の1歩かなというふうに思っています。こどもにとってハードル低めでお願いしたい。

○事務局（久山課長）

前回の計画策定の時も、こどもへのインタビューをやっています。ただ、インタビューはインタビューとして、計画は計画、という別の形だったので、案として、座談会のような形でインタビューを行ったものを計画に反映できるよう、もう1回組み立てを考えたいと思います。

○事務局（青柳部長）

今回、児童福祉法の改正で本当にいろんなことが盛り込まれている中で、これをスケジュールも含めながら、デリケートな問題をいきなり当事者の意見として型にはめられても、と思ったのですが、（久山）課長も言ったように非常に手探りでやっています。こどもなので意見が出てくる時に個人事情は絶対言うでしょうし、そうなると思う方にも相当な覚悟と

責任がいると思います。もちろん、意見を聴かれることを訓練されたこどもたちでもないわけですし、このような事が想定されていないと思っています。

ただ、スケジュールがある中で、そういうこどもだけの意見を聞く場などについて、その仕様が可能であれば検討はしたいなと思っています。この審議会のように、いろんな施設や団体の代表として来られた時に、大人でも最初はとても緊張すると思います。そういう場にこどもが、当事者として意見を言えるのかということも、様子を見ながらやっていかないといけない。意見を聞いた限りは絶対責任取らないといけないですし、今いただいたご意見はふまえながら、慎重にやっていきたいと思っています。

○西村委員

今の関連ですが、こども会議等の時にも、こどもにアドバイスしたりする専門家が欲しいなと思います。この会議に出てくる時にも、その専門家が一緒についてきてアドバイスするので心配ないよと言って、こどもに参加してもらおうというのがいいのかなと。コストがかかる話ですけど、その点を考えてあげてほしいなと思います。

○伊藤委員

当事者の声を、施策や決定とかに反映させていく仕組みって、イギリスとかアメリカとか各国ではされており、国連もそういう仕組みを作っていくなさいということを行っています。西村委員がおっしゃった通り、他国は必ず代理人が付き添います。当事者団体の社会的養護の専門家がスーパーバイザーみたいな感じで入って意見を取りまとめて、団体の代表と、大人のスーパーバイザーと一緒に、国とか自治体の審議会に出ていくみたいな仕組みになっています。

西村委員の提案したこども会議を、里親と施設の2種類をやって、そこに大人がついてきて意見を取りまとめて、代表の当事者のこどもと一緒に発表しようねという形でやっていくのがいいのかなと思います。スケジュール的には厳しいところがあるかもしれませんが。そのこども会議の場で個人の経験が出るのはいいと思います。ただし、この審議会で個人の経験を話されても、それが社会的養護経験者全員の意見であると扱われるのはちょっと違うかなと思います。

○部会長（前橋委員）

この委員の選定というのは非常に重要な点です。これから、今出たご意見も踏まえて、どういう形で委員を選定していくのかということについて、また事務局の方でもお考えいただき、私と調整もしながら進めていきたいと思っています。委員については、氏名とその発言内容等についても公表されるということがありますので、その前提で考えていく必要があると思っています。ひとまず当事者の方については18歳以降の成人された方で考えていく。あとヒアリングやアンケートとうまくリンクさせることを忘れずにいうところですね。

あと資料3の計画策定案で、障がい児入所施設における支援を盛り込んでいくということになっていますが、事務局の方とは、所管の部署も違っておりまして、措置だけではなく

て契約という形も多いと聞いておりますので、どのような形でこの障がい児入所施設における支援の中身を盛り込んでいくかということについて、事務局の方では何かお考えありますでしょうか。

○事務局（久山課長）

資料4障がい児入所施設における支援についてという項目で、良好な家庭的環境において養育されるようユニット化等よりケア単位の小規模化推進という方向性が出ていまして、大阪市所管の施設について、ここに書いてあるケア単位の小規模化がどのように進められているのかということ、この計画の中に入れていくことを考えておりまして、所管の担当者もこの会議に出席して、説明していただくという形で進めていきたいというふうに考えております。

○部会長（前橋委員）

障がい児施設担当者にも出席をしていただいて、検討いただいている内容について色々ご説明をいただく形で考えているということですね。

○伊藤委員

障がい児入所施設における支援の向上ということでは、ケア単位の小規模化しか指標にない。しかし、障がい児施設で解決すべき問題はそれだけじゃないと思います。例えば、障がい児施設におけるこども同士の性的問題がどれぐらい起こっていて、それを減らしていくというような目標を立てるとして、その為には何が必要かとか。被措置児童等虐待、職員によるこどもへの虐待が障がい児施設だったら年間何件ぐらいあり、減らすにはどうしたらいいのか。これは障がい児施設だけに限らないと思いますが。そういったケアを良くしていくために大阪市としてどういう施設ケアを提供していくのかということ、目標を立てて計画を立てていけたらいいなというふうに思いました。

○部会長（前橋委員）

障がい児施設について簡略化したものでもいいので、資料を付けていただくと障がい分野の課題や問題について理解が進むのかなと思いました。もう1つは、定員やユニット数など資料を今後つけていただくとありがたいと思います。

○西村委員

資料4の20ページのところで、一時保護施設内の学習支援の充実に努めるとありますが、教育年齢のこどもが一時保護所から学校に行けてない、義務教育の観点から説明がつく内容になっているのかどうか、一時保護所もちょっと気をつけてほしいなと考えています。あと、資料7こどもの権利ノートの部分で、受け取っているこども側の理解度など、アンケートとかしているのでしょうか。こどもからの評価みたいなのが聞きたいなと思いました。

○事務局（久山課長）

資料7につきましては、今から説明をさせていただきます。

○部会長（前橋委員）

では、議題1については以上でよろしいでしょうか。

では、引き続き、議題2計画の進捗に移ります。事務局から議題2の説明をお願いします。

【議事2】

○事務局（中山係長）から説明

～資料に沿って説明～

議事2の「次期計画の策定」についての説明は以上でございます。ご審議お願いいたします。

○部会長（前橋委員）

どうもありがとうございました。非常に多岐に渡る計画でありまして、項目も非常に多くなっております。各委員の先生方からも意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○西村委員

①ア（こどもの権利擁護の実施状況）については、先ほども触れましたがこどもに対してのアンケート評価を権利ノートに載せてほしいなと思います。

①イで、こどもの意見も踏まえてというところですけども、この支援計画のところも、こどもの参画の機会の保証を入れる方向で考えていってほしいなと思います。

①オで、ホームページでの苦情解決内容の公表について、外部のチェック的な話かなと思うのですが、施設の中にいるこどもには施設内で掲示していると思いますが、こどもたちにどんな感じで返事をしているのかというのは確認してもらって、みんなで共有してもらいたいと思いました。

③体罰によらない子育てを推進するということですが、「体罰ダメ」は当然で、どうしていくべきかという話があった方がいいかなと思いました。

⑤児童福祉審議会児童虐待事例検証部会でそろそろ集積結果を整理してもらって、共有できるような形にしてほしいなと思います。

別紙5 こどもの権利擁護環境整備の申し立て手続きのところ、②「代弁等を行う」というのがあって、この「等」には、こどもも参加して、代表者と一緒に意見を言える機会も保証するという意味も含まれてほしいなと思いました。

○中央こども相談センター（小林課長）

① アについては、評価したものというのはありませんが、こども相談センターの職員が説明しており、その意見も踏まえながら、改訂作業を2年に1回行っております。次の改訂は大きな変更をするということを聞いています。どのような問題点があるのか等については、センターでも検討し改訂に反映していきます。

○部会長（前橋委員）

今、こどもの権利ノートの中で、「施設で生活するあなたへ」や「里親さんの家で生活するあなたへ」の部分は、現在改訂作業中ですか？

○中央こども相談センター（小林課長）

これまでも2年に1回、改訂はしていたのですが、制度の改正もあるということで、その検討を今しています。

○部会長（前橋委員）

いつごろ出そうですか？

○事務局（久山課長）

令和6年度中にできます。

○中央こども相談センター（小林課長）

①イの自立支援計画の作成につきましても、次年度からの意見聴取等措置の取り組みの中で、こどもの意見、参画の保障を検討しているところです。

○事務局（久山課長）

虐待事例検証部会の集積結果につきましては、担当の方で事例集を今作成中と聞いております。それから、最後の質問でありました別紙5のこどもの権利擁護環境整備事業では、3つあるということで、1点目が来年に向けてこどもの権利ノートの内容を充実させてということ、2点目が意見表明と支援事業という新しい事業を実施するということで考えています。最初は施設1ヶ所と一時保護所1ヶ所、定期訪問を意見表明支援員が行って、こどもと関係を作りながらこどもの声を拾い、3点目の児童福祉審議会こどもの権利擁護部会は、児童福祉審議会という第三者の機関から施設等に対して意見具申ができるという仕組みなので、「意見を言いたい」「審議会に表明したい」というこどもがいたら、申し立てできることがポイントで、その時に、先ほどご意見いただきました、こどもをサポートするというので、意見表明支援員に付き添ってもらって、代弁もしてもらって、進めていくということを考えているところです。

○西村委員

ありがとうございます。1番最初の、ワーカーがこどもから聞き取っているのので、「こどもの話は大体分かってるよ」という感じの説明だったと思うんですけど、ワーカー側が「分かってるだろうな」と思っているけど、こどもの側は「何を言っていたのかわからない」という感じのこともあり得るので、どんな感じでこどもたちは受け取っているのかなという統計データの的なものが欲しいなという意図がありました。それがあれば一生懸命説明しているけど、実は半分ぐらいしか届いていないから工夫して60%にあげようとか、数値の関係

で目に見える形になって、PDCA サイクルのところで使えるかないうのもあるので、意識してもらえたらなという意図でした。

もう1点の代弁のところ、堺市の一時保護所でアドボケイトを入れていて、弁護士も入っているし、去年からはNPO法人も入れて、今、ダブルで入っているんです。いろんなパターンがあった方が子どもも使い勝手がいい。ちょっと理屈っぽい話を聞きたい時には弁護士を使ったり、そうではなく緩い話を聴いてほしい時にはNPOを使ったりと、パターンを用意できるような制度にしてほしいなと思います。

○伊藤委員

大きく3つあるんですけど、1つ目が、子ども相談センターによる施設への訪問調査で、ケースワーカーが必要に応じて、子どもと直接面接したり、施設に行っているということですが、具体的にどれくらいの頻度で、例えば1人のケースワーカーさんが子どもさんにどれくらい訪問して話を聞いているのかなってということと、さらに家庭復帰支援員さんは訪問による実績が、児童養護施設と乳児院と障がい児施設はあるんですけど、里親家庭の子どもには会いに行けてるのかなってというのがいつも気になっていて、その辺りの実績がどうなのかなというのが1つ目です。

2つ目が、子ども家庭支援体制の構築に向けた取り組みのところ、これは次期計画とも関連してなんですが、次の計画を立てる時に、区の要望を入れるというようなところが新しくあって、これまでの区の実績、センターとの連携であったりとかケースの送致のやり取りの件数であったりとか、区とセンターとの連携とか、区の情報の進捗があった方が、次の計画を立てやすいのかなと思いました。

3つ目が、里親等への委託の推進に向けた取り組みのところを見ていて、未委託里親さんへの支援とか、未委託里親さんのトレーニングに関する内容がないなと思いました。もし何かされていたら、入れた方がいいのかなというふうに思いました。

○中央子ども相談センター（小林課長）

子ども相談センターによる施設への訪問調査の部分ですけれども、ケースワーカーの訪問についてはケースごとになっております。定期的な訪問をどうするかということについては、意見聴取等措置のことと合わせて検討しているところです。里親については、子ども担当のケースワーカーが、年3回の学期ごとを想定して、子どもとの面接をするということを決めて取り組んでおります。

○伊藤委員

ここで大項目が、当事者である子どもの権利擁護（意見聴取・アドボカシー）なので、里親家庭の委託児童に関するものもあった方が、バランスがいいかなと思いました。

○事務局（久山課長）

また検討いたします。

○中央こども相談センター（小林課長）

未委託里親でのトレーニングにつきましても、令和3年から里親支援機関の方に委託して取り組みをしていただいております。実績も上がっているところです。未委託里親につきましても、未委託になっている事情を調査、分析しているところです。

○梅原委員

今後の設定や、委託に向けた取り組みについて、3歳未満の里親委託率というのが、何年もこの数字ではないですか。この前、こども家庭庁の行政説明があったんですが、そこでも大阪市はかなり低い。なぜ低いのか、今後どうしていくのかというところをしっかりと検討しないといけないと思います。それとフォスタリング業務の実施体制のスキルアップ研修のところで、何回か実施していると書いていますが、どれぐらいの方が受けておられて、どれほどの効果がでているのか。ただやっているだけになっていないか。結構、高年齢児の委託しているところでの不調事例も出ているので、研修もしっかりやっていく必要があると考えているところです。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。数字だけ見ると相当しんどい。計画通りにも進んでいない。あまりにも計画と進捗に乖離のあるところについては何らかの理由があると思います。現状として、なぜそうなのかという理由、そこをきちんと分析するということが、次に向けて特に必要になるのかなと考えていますが、いかがでしょうか。

○こども相談センター（音田所長）

ご指摘の通り、委託率の目標については達成できない状況が続いております。とりわけ、ご指摘がありました、3歳未満の乳幼児の委託がなかなかできない状況がございます。

原因の分析ということで、措置する際には援助方針会議で組織的な検討を行ったうえで、措置の判断をしております。当然、その中で措置先をどこにするかというところを議論しております。十分に集計できておりませんが、要因としては小さい子をみれる里親さんの開拓が進んでいないという状況であり、あとは、実親の意識の問題として、小さい子ほど里親宅で預かってもらうことの不安が大きいという実態があります。これは、我々がきちんと説明をしたうえで理解をしていただかないといけない問題だと思っています。どういう説明をワーカーがしていくのかというところは、日々考えているところでございます。

○部会長（前橋委員）

先程、梅原委員からあった高年齢児の不調というのは納得するのですが、低年齢児の不調とかあるんですかね。そのあたりはどうなんですか。

○こども相談センター（小林課長）

乳幼児であること故の不調は、おそらく起こらないかなとは思っております。どうしても、緊急でお預かりする時に、一旦乳児院で受け入れていただくことになり、その後でお話し合

いをする流れになります。そうすると、今見ていただいているところで、有資格者に見てほしいと保護者の方が思われるようになります。このあたりの保護者への説明の方法を考えていく必要があると思っております。

○伊藤委員

0～2歳の委託率の問題で、1つは、実親の同意が取れないというようなケースワークの問題と、あと緊急でも受けてくれる里親さんがなかなか難しいってことは、リクルートの問題であったりとか、登録前研修とかフォスタリングの問題になるので、ケースワークの問題の部分と、包括的なフォスタリング、リクルートや登録前研修も含めて、どの問題なのかを分けて、どうしていくのかと考える必要があると思っております。

もう1つは、乳児院という点について、0～2歳の緊急一時保護がいける里親さんをどう開拓するかだと思います。全ての里親さんはこどもさんを緊急で預かることができないので、そういうニーズもあるということを知りながら、受けてくれる里親さんをどう増やしていくかという問題。あと、ケースワーカーの姿勢として、一旦乳児院へ預けるという措置の決定の部分の優先を見直すというところも必要なかなと思われました。

なので、フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築のところ、リクルートの部分とか研修の部分も進捗として入れていただいたうえで、今後、次の計画にどう反映させていくかを検討していただけたらいいのかなと思われました。

○福田委員

前回、乳幼児の委託率が低いという話をしたなど覚えているんですが、ただ、この数字が頑張った数字なのかどうなのか、多分数字だけではわからないんだろうなと思っております。例えば、未委託里親がどれくらいいるのか。養子縁組を待っているのならそもそも委託の開始にならないわけなので、こどもを待っている里親さんがどれくらいいるのか。その里親さんは、乳幼児がいけるのか高年齢児がいけるのか。そこでもミスマッチが起こっているのか。ミスマッチはなくてこの数字だということであれば、リクルートの問題になってくると思いますので、ケースワークの問題ではないと思います。だから数字だけ見ると低く見えますが、こうした背景をきちんと分析して示す必要があると思っております。

それから、一時保護のところ、乳幼児は乳児院というのが、おそらくスタンダードなかなというのは話を聞きながら思いました。項目の7番は、一時保護改革と書いていて、中身は一時保護所の話に終始していますが、一時保護委託も載っています。私は、積極的に一時保護委託をしていくのが里親への近道かもしれないと思っていて、一時保護委託を進めることによって、西村委員がおっしゃっていた一時保護中の勉強についても、地域の学校に通えるようになるといったことも含めて考えていってほしいと思います。

あと、どうやって委託を進めるかというところは、多分児童相談所のケースワーカーの力量がすごく大事になってくると思います。そこで、項目9番のところの法定研修は勿論、その研修だけじゃ足りないんじゃないかという気がします。特に新任のワーカーが、本当の意味でケースワークができるようになるためのOJTの進め方なども検討して行って、いろん

なところから大阪市の児童相談所が家庭的養育をこういうふうにちゃんと進めていっているということ、数字だけじゃなくて、その背景も一緒に入れながら、説明していくのがいいのかなと思います。

○部会長（前橋委員）

ありがとうございます。今は、事務局の方からの説明というよりは、今後に向けてということの方が多のかなと思いました。委託率だけではなくて、目標数字と実際の数字との乖離の大きいところ、そこは何か理由があると思いますので、低年齢児の委託率のみではなく、他の部分についても分析して方針を立てていく、それがPDCAになるとと思いますので、お願いできればと思います。

○西村委員

措置をする段階の時に、乳児院なのか里親なのかというところで課題はあると思いますが、乳児院に入れているけどなかなか母子交流できないようなケースもあるのなら、個別に関わってくれる人が欲しいなというケースもあると思うんです。そんな時に未委託里親さんに、研修も兼ねて頻繁に乳児院に来てもらって、色々体験してもらったり、関係を作っていくてもらうとか。それである程度できるんじゃないかというタイミングで里親委託に切り替えるかとかいう方法もあり得るんじゃないかなと思っていて、ぜひ検討してほしいなと思います。

○部長会（前橋委員）

ありがとうございます。ケースワークの進め方そのものも、1度見直してみてもどうかというようなご提案なのかなというようにも思います。確か北米あたりだったか、預かって具体的な動きがなければ、年限を切ったうえで、別の措置に切り替えるというのを原則にして、乳児院なり施設というのをもう里親さんに切り替えていく。里親さんへの分についても、特別養子縁組に舵を切るというような、そういう事もあってもいいんじゃないかという気がします。今議論するのはちょっと時間が足りないと思います。

○伊藤委員

6番の、施設の小規模化、地域分散化、高機能化、多機能化のところで、例えば、ショートステイに関して何箇所設置というだけではなく、参考資料に児童養護施設等での受入件数やその件数の増減について示したものがありませんでしたが、例えばリピーターが多いという数字もあるなら、在宅での子育て支援を施設が行っているというような、施設の多機能化の文脈で、施設の実践の評価ができるような項目があってもいいのかなと思います。

あと、アフターケア、退所者の相談支援を各施設で行ってくれていると思うので、例えば岡本委員にも協力いただいて、各施設で去年何件ぐらい退所者の相談にのったというようなのを集約してもらって、それが何件あったから今後も引き続き行おうとか、小規模化の文脈で施設職員が何人配置されているということだけじゃなくて、もう少し施設の中身が分かるような項目もあるといいなと思いました。

○岡本委員

現状の話だけになりますが、ショートステイに関しましては、コロナがずっとありましたので、外部の人を施設の中でみるというのがなかなか難しく、去年の5月に解除され5類になりましたけど、まだなかなかうまくいっていない。児童養護のこどもと一般のこどもを一緒の部屋にというのもなかなか難しい。個別の部屋がいるのではないかと、専門の職員さんが必要ではないかと、そういう要望を大阪市の方へさせていただいております。

それから、退所児童の相談に関しては、職員個人であることが多い。ただ、年齢制限について来年度から22歳までというのが解除になるので今後どうしていくのか、また、そうなった場合に金銭的な課題も出てくるかなとは思っています。

○部長会（前橋委員）

ありがとうございました。議題2について、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。それでは、これで社会的養育専門部会の議題についての議論は終了したいと思います。

○司会（大塚課長代理）

前橋部会長、ご進行ありがとうございました。

本日は、委員のみなさまにはお忙しい中、ご審議いただきましてありがとうございます。

本部会で頂戴しましたご意見等をふまえて、今後とも本市の社会的養育推進計画を推進してまいります。

本日は、どうもありがとうございました。

これをもちまして、「令和5年度 第1回 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会」を閉会いたします。ご出席の皆様、誠にありがとうございました。